

第1節 農林水産業の振興

1 農業

■現状と課題

本町における農業は、野菜作経営、果樹作経営、畑作経営（麦類・豆類・いも類）などを主体としており、平成22年の農林業センサスでは、総農家数442戸（販売農家数82戸・自給的農家数360戸）です。販売農家数の内訳は、専業農家が22戸、農業所得を主とする第一種兼業農家が10戸、農業所得を従とする第二種兼業農家が50戸となっています。65歳以上の基幹的農業従事者数が74%であり、農家数の減少と併せて高齢化が進んでいます。

さらに、野生鳥獣による農作物等への被害は年々増加しています。耕作放棄地も増え、そこが野生鳥獣の絶好の隠れ場所となり、被害拡大を招く結果となっています。

販売農家の95%が経営耕作地面積1ha未満の小規模経営であり、首都圏などの大消費地への農作物の安定供給は難しく、少量多品目生産の特性を活かした高付加価値型農業、環境に配慮した安全・安心な食料の供給の推進、日本の原風景ともいえる活力ある美しい農村づくりが求められています。

■施策の基本

食料・農業・農村基本法に基づく「食料・農業・農村基本計画」が平成22年3月に改正され、また、平成23年3月には「埼玉県農林業・農山村振興ビジョン」の策定を受け、意欲ある認定農業者等の確保、農地の利用集積と生産基盤の整備、消費者と連携した安全で高品質な農林畜産物の生産・流通や観光農業の促進、特産品づくりなどを促進します。

また、環境に配慮した農業振興や快適な農村環境づくりを推進します。

■主要施策

(1) 農業生産基盤の整備

- ① 効率的な農業経営を行うため、農業振興地域内の農地集積化を推進するとともに、ほ場や農道、営農飲雑用水、用排水路など生産基盤の整備及び保全を図ります。
- ② 農畜産物の高付加価値化に向けて、生産施設（果樹・野菜・花き・工芸作物など）、加工施設、販売施設の整備を促進します。
- ③ 地域ぐるみ農業の推進と農地のもつ公益的機能の維持、保全を図ります。
- ④ 有害鳥獣による農林産物の被害を抑制するため、防護柵・電気柵・獣害防止ネット設置の推進とともに狩猟免許資格者確保など北秩父猟友会と連携を図ります。

さらに、秩父地区鳥獣害対策協議会による広域的な個体調査などに取り組みます。

- ⑤ 地産地消の中心施設であるJAちちぶ皆野農産物直売所との連携強化を図ります。

(2)意欲ある農業者の育成

- ① 経営感覚に優れた意欲のある認定農業者等の育成・確保、農業後継者組織の活性化、農作業受委託や資金制度の有効活用など、効率的・安定的な農業経営の支援を図ります。
- ② 高齢者や定年退職者、女性などが農業に従事できるよう、集落営農の促進、家族協定の締結などを促進します。
- ③ JAちちぶ、各種農業団体との連携強化と支援を図ります。

(3)特色ある農業の推進

- ① JAちちぶなどと連携し、観光果樹園のぶどう、ブルーベリー、プラム、かき、くりなど優良品種の作付け拡大や新品種の導入により、誘客期間の長期化を図ります。
- ② JAちちぶ皆野農産物直売部会などを中心に、農林産物直売所などの販売を拡大するために、契約出荷、多品目少量栽培による周年出荷体制の確立を図るとともに、JAちちぶ皆野農産物直売所の道の駅化を促進します。
- ③ 東京に近い立地条件を活かし、テーマ性のある牧場づくり、牧場体験内容の充実など、秩父高原牧場の魅力づくりを促進します。
- ④ 県、関係機関と連携し、農林産物の地域特産や加工による高付加価値化、ブランド化に向けた商品開発について具体的農林産物名を掲げて促進します。
【秩父地域の気候風土を活かし、生産・収穫される農林産物】
しゃくしな、大豆、きゅうり、なす、いんげん、さつまいも、ねぎ、茶、くり、もろこし、かき、ゆず、うめ、こんにゃく、ぶどう、りんご、プラム、ブルーベリー、いちご、もも、みかん、しいたけ、しめじ
まいたけ、米、小麦、ソバ、かぼちゃ
- ⑤ 第6次産業化※1、農商工連携、加工品開発などに取り組む団体等への支援を促進します。
- ⑥ ちちぶ菜漬、秩父みそ、柿酢など特産物の振興を図るとともに、農林産物直売所などでの販売に加え、販売体制の整備を図り、地場消費の拡大を促進します。
- ⑦ 体験農園や市民農園、野菜や果実の加工体験施設や農家民宿の整備など、グリーンツーリズム（農村滞在型観光）※2 を推進するとともに、観光パンフレットによる農林産物のPR、野菜など契約栽培や産地直送など、消費者との提携を促進します。

(4)環境に配慮した美しい農村づくり

- ① 農薬や化学肥料の使用を減量した「特別栽培作物」、農業用廃プラスチック対策に取り組むなど、環境保全型農業を促進します。
- ② 集落周辺の自然環境の保全を図るとともに、地域と一体になって自然と調和した美しい景観の維持・形成、フラワーロードの整備、農道などの生活環境の整備を進め、魅力ある農山村づくりを促進します。

※1 第6次産業化

農業や水産業などの第1次産業が、食品加工（第2次産業）や流通・販売（第3次産業）にも業務展開している経営形態のこと。

※2 グリーンツーリズム

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

2 林業

■現状と課題

本町の森林面積は4,567haで、総面積の71.8%を占めています。これらの森林は、木材の生産という経済的な役割のほか、土地の保全、水源のかん養、二酸化炭素（CO₂）の吸収・貯蔵など、多面的な機能を有しています。

安価な輸入材の増加や、木材に代わる資材の進出などにより木材価格は低迷し、さらに、森林従事者の減少や高齢化など林業を取り巻く環境は厳しさを増しており、林業の維持に向けた対策とともに、森林の公益的機能の保全が求められています。

■施策の基本

森林法の一部改正により平成23年度に策定した「皆野町森林整備計画」に基づき、森林施業の計画実施を図るとともに、災害予防、水資源のかん養、生活環境保全など、森林の公益的機能の維持増進を図ります。

■主要施策

(1)林業の振興

- ① 「皆野町森林整備計画」に基づき、「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」に区分し、秩父広域森林組合などと連携した造林・間伐など、計画的な森林施業の促進を図ります。
- ② 県・関係団体と連携した林道・作業道の計画的整備、林業従事者の育成・確保などを推進します。
- ③ 秩父広域森林組合マイタケ工場、JAちちぶ皆野農産物直売所を中心として

林産物、間伐材を活用した木材加工品の普及宣伝及び販売促進を図ります。

(2) 森林の保全

- ① 森林の持つ多面的機能を享受する一人一人が、森林・林業や木材の利用に関して理解し、社会全体で大切な森林を支えていく気運を高めるとともに、森林所有者に対しては、森林の健全な育成を促進するため、間伐の勧奨・補助事業などの周知を図ります。
- ② 山地災害が発生する危険性が高い地域への治山整備を導入し、森林の保全を推進します。
- ③ 「埼玉県森林づくり事業」を推進し、森林整備を図ります。

3 内水面漁業

■ 現状と課題

本町の内水面漁業※は、荒川を中心としたアユ、ハヤなどの釣りなどがあり、釣り客や住民のレクリエーションとして親しまれ、町の大きな魅力となっています。新たな水産事業の展開について検討し、特色ある水産物を開発する必要があります。

■ 施策の基本

観光釣漁業や養殖漁業の振興、水産加工品の研究開発などにより、内水面漁業の振興を図ります。

■ 主要施策

(1) 内水面漁業の振興

釣り場の整備などとともに、川魚料理や水産加工品の開発など、観光漁業の振興を図ります。

※ 内水面漁業

河川、池、沼など淡水における漁業のこと。

第2節 商工業・観光の振興

1 商業

■現状と課題

本町では、皆野駅前通りを中心に個人商店が立地し、商店街を形成していますが、少子高齢化、後継者不足、チェーン店や周辺都市の大型店への購買力流出により、既存商店街に与える影響は大きく営業は厳しい状況にあります。

このような状況が中心市街地の空洞化をもたらし、地域経済全体が衰退し、地域の伝統文化、コミュニティの維持が懸念されています。そのため中心市街地の活性化とともに、コンパクトシティ※の構築が求められています。

【商業統計による皆野町の商店数・従業員数】

	商店数	従業員数
平成14年	183	967人
平成16年	178	973人
平成19年	167	958人
平成22年	172	1,051人

■施策の基本

都市計画事業や中心市街地活性化事業と連携し、本町の中心地として魅力を備えた皆野駅前商店街の形成を図るとともに、近隣商業の振興を図ります。

■主要施策

(1) 魅力的な中心商店街づくり

- ① 商工会など関係機関と連携して魅力的な商業空間を形成するなど、商業環境の整備を図ります。
- ② 商工会による経営指導体制の強化、専門家による経営診断、経営指導の充実、経営者研修の充実とともに、町・県・国などの融資制度の活用、商業後継者の育成など商業事業者支援を図ります。

(2) 近隣商業の維持

高齢者などの買い物弱者のための身近な買い物拠点となる近隣商業の維持・充実を図ります。

※ コンパクトシティ

地域コミュニティを重視し、中心市街地を中心に既存の都市機能を効率よく活用した都市、まちづくりのこと。

2 工業

■現状と課題

本町の工業は、輸送用機械器具製造業・生産用機械器具製造業などを中心に、規模の大きな工場の撤退や景気の低迷により、事業所数及び従業員数はいずれも減少しています。

工場の海外移転や景気低迷が長期化し、設備投資の抑制が続く厳しい環境のなかで、既存企業の経営基盤の強化と新規事業への進出、特産物を利用した起業化などへの支援、企業誘致の推進などが求められています。

【工業統計による皆野町の事業所数・従業員数（従業員 4 人以上）】

	事業所数	従業員数
平成19年	34	748人
平成20年	35	724人
平成21年	27	689人
平成22年	27	686人

■施策の基本

国、県、商工会、金融機関など関係機関と連携した広域ネットワークによる産業振興の支援体制の充実を図り、既存企業の新規事業への進出や、地域資源を活用した食品加工業やUターン者^{*1}などの技術を活かした起業化を促進するとともに、企業誘致を図ります。

■主要施策

(1) 既存企業の強化

- ① 県や商工会など関係機関と連携した新商品の開発や、新規部門への進出支援、企業診断や中・小企業融資制度の利子補給制度の充実などを行います。
- ② 第6次産業などの農林漁業、畜産業、商業、観光との連携による付加価値の高い商品の開発を促進します。

(2) 新しい地域企業づくり

県や商工会など関係機関と連携し、若者や女性、退職者、高齢者による農商工連携などの起業化、U・J・Iターン者^{*1}の専門技術・経験・情報を活かした起業化のための相談、融資、経営指導、工業用地・建物の斡旋など、ハード・ソフトの両面から企業化支援を行い、若者の新しい職場づくりを促進します。

(3) 企業誘致

皆野町企業誘致条例に基づき、県と関係機関との連携による企業立地に係る行政手続きのワンストップサービス^{*2}の体制づくりを図り、企業誘致を推進します。

※1 U・J・Iターン

Uターン： 地方で生まれ育った人が、都心で一度勤務した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くこと。

Iターン： 生まれ育った場所とは別の地方に転居、就職すること。

Jターン： 地方で生まれ育った人が、一度都心で働き、その後また故郷とは違った別の地方に移住して働くこと。

※2 ワンストップサービス

行政上の一連の手続きを 1 回の手続きで、あるいは 1 つの窓口で完了させることができる行政サービスのこと。

3 観光

■現状と課題

本町は、県立美の山公園、宝登山、破風山、城峯山、日野沢溪谷などの自然や、秩父札所 34 番をはじめとする由緒ある寺社が多数点在しています。日帰り温泉、ブドウ狩りなどの観光農園や秩父高原牧場、荒川での釣りやラフティングなどのアウトドアレクリエーションなどの観光資源に恵まれています。

秩父音頭まつりなどのイベントにも、町外から大勢の人が訪れており、平成 22 年の皆野町への観光入込客統計では、日帰り客 107.2 万人、宿泊客 8.4 万人となっています。

また、本町出身で文化・芸術など様々な分野で活躍している方の活動内容や作品を町内外に広く周知することにより、町の知名度アップや観光客の増加につなげる取り組みも行っています。

自然や地域の特性を活かしたエコツーリズム・グリーンツーリズムなど既存の地域資源を活用した各種プログラムを整備し、滞在型観光の推進・外国人観光客の誘客とともに、新たな観光資源・拠点の発掘・開発が必要です。

消費の拡大・関連産業の拡大・雇用の創出など、地域の活性化をもたらす観光産業の振興が求められています。

ちちぶ定住自立圏では、「滞在型観光の促進」「外国人観光客の増加」に向けた取り組みが進められています。

■施策の基本

自然環境・景観、温泉、観光農園・牧場などの豊富な観光資源を活用した体験・交流型の観光地づくりを進めるとともに、観光産業の振興を推進します。

■主要施策

(1) 観光基盤の整備

- ① 秩父高原牧場や県立美の山公園へのアクセス道路の整備を促進します。
- ② やまなみ街道インターチェンジ、国道 140 号・皆野駅・親鼻駅・観光トイレなどへの観光案内板の設置を進めます。
- ③ 町・広域観光パンフレットの充実とともに、町・観光協会ホームページでの情報発信に努めます。また、観光案内人の組織化・育成を推進します。
- ④ ちちぶ定住自立圏によるおもてなし地域旅商品開発や観光関連事業者の育成を推進します。

(2) 観光拠点の整備・充実

- ① 美の山周辺を本町のシンボルとして、四季折々の花や花木の植樹、散策道・観光トイレの整備、アクセス道路の整備・拡充を図り、首都圏に近い花の観光拠点として魅力を高めます。
- ② 秩父高原牧場と連携したイベント開催や牧場の魅力を発信するとともに、関東ふれあいの道「牧場を通る道」ハイキングコースへの誘客を進めます。
- ③ 日野沢三滝（秩父華厳の滝・上空滝・不動滝）、日野沢渓谷、破風山、城峯山を結ぶ遊歩道やハイキングコースの整備、森林資源の活用など自然体験・レクリエーション拠点の整備を推進します。
- ④ 三沢川・日野沢川などの渓谷を癒しの拠点として整備・拡充を促進します。
- ⑤ 水と緑のふれあい館の充実を図るとともに、日帰り温泉の知名度を高めます。
- ⑥ JAちちぶなどと連携し、観光果樹園のぶどう、ブルーベリー、プラム、かき、くりなど優良品種の作付け拡大や新品種の導入により、誘客期間の長期化を図るとともに、遊休農地を活用した体験農園や市民農園、農家民泊などのグリーンツーリズムを推進します。
- ⑦ 県立自然史博物館などと連携し、歴史・文化、観光の振興を図ります。

(3) イベントの充実

- ① 埼玉県を代表する正調秩父音頭を大切に受け継いでいくとともに、現代的にアレンジした秩父音頭を若い世代にアピールする取り組みを推進します。
- ② 県立美の山公園を飾るサクラ、ヤマツツジ、アジサイの情報発信、イベントの充実を図ります。
- ③ 獅子舞、神楽、人形浄瑠璃などの郷土芸能を広く宣伝し、観光客の増加を図ります。

(4) 観光土産品の開発

商工会・JAちちぶ・観光協会と連携した土産品の開発を進め、皆野町ならではの土産品のブランド化を促進します。

第3節 勤労者行政の推進

1 雇用・労働環境

■現状と課題

長引く不況による企業の経営状況は厳しく、雇用情勢も依然として厳しい状況にあります。平成23年8月の埼玉県の有効求人倍率（季節調整値）は0.50倍、秩父地域（ハローワーク管内）においても0.50倍となっています。また、若年の未就労者が増加するなど、雇用を取り巻く環境には困難な課題があります。

就業機会の確保のため、企業誘致を推進するとともに、産業基盤の整備や経営支援などにより、既存企業への生産環境を整えることが必要です。

また、雇用形態は正社員だけでなく、派遣社員やパート職など多様化が進むなかで、就労に必要な能力開発に対する就労関連講座・相談など支援の充実と、勤労者が安心して働き充実した生活が送れるよう、中小企業で働く勤労者に対する福利厚生充実を図っていく必要があります。

■施策の基本

若者の雇用機会の拡大や女性・退職者・高齢者の就業の確保を図るため、起業化支援、就農支援、企業誘致、職業訓練機会の拡充や労働福祉環境の整備など、雇用の確保と勤労者の福祉向上に努めます。

■主要施策

(1) 就業機会の拡充

- ① 秩父公共職業安定所など関係機関と連携し、「秩父地域雇用対策協議会」を設置して、雇用に関する情報提供・相談・説明会など総合的な秩父地域の雇用安定と地域産業の振興を図ります。
- ② 高等学校卒業者、技術研修所などの修了者の町内企業への就職・定着を促進します。

(2) 職業訓練機会の拡充

雇用の促進を図るため、県職業能力開発センターなどと連携し、年齢や適性、能力に応じた職業訓練機会の充実に努めます。

(3) 労働福祉環境の整備

勤労者が健康で安心して働けるよう、関係機関と連携し労働相談機能の充実を図るとともに、勤労者福祉施設や融資制度の充実を促進します。